奈 教 職 号 外
令和8年11 月 18 日

奈良市地区自治連合会長

奈良市教育委員会事務局
教職員課長

学校と保護者・地域住民等とのより良い関係構築のためのガイドラインについて

地域の皆様におかれましては、日ごろより奈良市立学校の教育活動の推進に格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 8 年 10 月 1 日から、「カスタマーハラスメント」防止措置が学校設置者を含む事業主の義務となりました。また、文部科学省からは、学校現場における保護者や地域住民等との関わりの中で、社会通念上許容される範囲を超えた言動があった場合の対応をまとめた「学校と保護者・地域住民等とのより良い関係構築のためのガイドライン」が公表されました。

つきましては、お知りおき頂きますようお願い申し上げます。

参考（文部科学省ホームページより）

「学校と保護者・地域住民等とのより良い関係構築のためのガイドライン」
https://www.mext.go.jp/content/20260828-mxt_kyoikujinzai01-000006216_1.pdf

「保護者と地域住民の皆様へ　学校とのより良い関係構築にご協力ください」
https://www.mext.go.jp/content/20260828-mxt_kyoikujinzai01-000006216_2.pdf

【お問い合わせ先】
奈良市教育委員会事務局　教育部　教職員課
電話：０７４２－３４－１１１１（代表）